第四十一条の二十一第九項中「その提出後、当該特例適用申告書に記載した第五項に規定する財務省令で定める事項の変更をした」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項において「変更申告書」という。）並びに当該」を「当該各号に定める申告書に添付書類（第一号に定める申告書にあつては同号に規定する」に、「にはその」を「における当該」に改め、「定める書類」の下に「をいい、第二号に定める申告書にあつては第五項に規定する財務省令で定める書類をいう。）を添付して、これ」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該特例適用申告書に記載した第五項に規定する財務省令で定める事項又は次号に定める申告書に記載した同号に規定する財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該特例適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該特例適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

第四十一条の二十一第十項中「提出すべき変更申告書」を「提出すべき同項各号に定める申告書」に改め、「提出しなかつた場合」の下に「（同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。）」を加え、「の規定は前項の規定により変更申告書を提出する者が当該変更申告書を提出する場合について、」を「及び」に、「前項の規定により変更申告書を提出する者がその氏名若しくは名称又は住所の変更をしたことにより当該変更申告書を提出する場合」を「前項各号に定める申告書の提出」に改め、「なつた」の下に「場合」を加え、「同項に規定する変更申告書（次項及び第八項において「変更申告書」という。）を提出しなかつた」を「同項各号に定める申告書を提出しなかつた場合（同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。）」に、「その該当する」を「当該各号に掲げる場合に該当する」に、「」とあるのは「変更申告書」と、「同項」とあるのは「第五項」を「が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が第五項」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」に、「」とあるのは「変更申告書」と読み替える」を「を」とあるのは「次項各号に定める申告書を」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と読み替える」に改め、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項第五号中「、同項に規定する特定保有株式」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11　第五項の非居住者若しくは外国法人又は第九項の特例適用申告書を提出した者（以下この項及び第十三項において「非居住者等」という。）は、第五項の規定による特例適用申告書の提出又は第九項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、これらの規定の配分の取扱者に対し、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該配分の取扱者に提出したものとみなす。

12　前項の規定の適用がある場合における第七項及び第十項の規定の適用については、第七項中「、特例適用申告書」とあるのは「、特例適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」と、第十項中「特例適用申告書が」とあるのは「同項各号に定める申告書が」と、「同項各号に定める申告書に記載すべき事項が」とする。

13　非居住者等は、第十一項の規定により特例適用申告書又は第九項各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、第五項に規定する財務省令で定める書類の同項の規定による提出又は第九項に規定する添付書類の同項の規定による提出に代えて、第五項又は第九項の配分の取扱者に対し、当該財務省令で定める書類又は当該添付書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、第五項又は第九項の規定により当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に当該財務省令で定める書類又は当該添付書類を添付して、提出したものとみなす。

第四十二条第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号中「に記載した」を「又は次号に定める申告書に記載した」に、「を提出した」を「又は当該申告書を提出した」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　第五項又は第八項の外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、第五項の規定による非課税適用申告書の提出又は第八項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、第五項の利子の支払をする者又は第八項の国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に対し、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該利子の支払をする者又は当該国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に提出したものとみなす。

12　前項の規定の適用がある場合における第六項及び第九項の規定の適用については、第六項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第九項中「非課税適用申告書が」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項が」と、「同項各号に定める申告書」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項」とする。

第四十二条の二第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第十一項第一号中「に記載した」を「又は次号に定める申告書に記載した」に、「を提出した」を「又は当該申告書を提出した」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　第八項又は第十一項の外国金融機関等又は特定外国法人は、第八項の規定による非課税適用申告書の提出又は第十一項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、第八項の特定利子の支払をする者又は第十一項の規定による同項各号に定める申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該外国金融機関等又は特定外国法人は、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該特定利子の支払をする者又は当該特定金融機関等に提出したものとみなす。

15　前項の規定の適用がある場合における第九項及び第十二項の規定の適用については、第九項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十二項中「非課税適用申告書が」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項が」と、「同項各号に定める申告書」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項」とする。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」及び「（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該事業年度の当該」を「当該事業年度の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（